

飛翔会会則

第1章 総 則

[名 称]

第1条 名称は「日本大学工科校友会航空宇宙部会」(以下本会という)と称し、通称を「飛翔会」と定める。

[事務局]

第2条 本会の事務局を千葉県船橋市習志野台7丁目24番□号、日本大学理工学部航空宇宙工学科内に置く。

[目 的]

第3条 本会は、第5条に定める本会会員相互の親睦を図るとともに、日本大学理工学部航空宇宙工学科との協力に基づき、在学生の啓発を図り、もって日本大学(以下本学という)の発展に寄与することを目的とする。

[事 業]

第4条

①本会は前条の目的を達成してゆくために次の事業を行う。

- 1.日本大学工科校友会からの指示及び要請に基づく活動
- 2.会員相互の親睦を深めるための活動
- 3.本会と日本大学理工学部航空宇宙工学科の関係維持及び発展に関すること
- 4.本会の目的に賛同する他団体との連携協力に関すること
- 5.本会の財政確立に関すること
- 6.その他、本会の目的達成に必要なこと

②事業に関係ある事項は別に定める。

第2章 組 織

[本会会員の範囲]

第5条 本会に所属する会員は、以下のいずれかに該当する個人または団体とする。

- 1.本学理工学部航空宇宙工学科を卒業した者
- 2.本学大学院理工学研究科航空宇宙工学専攻の課程を修了した者
- 3.本学及び本会の発展に顕著な功績があり、本会理事会が推薦し第6条2項に定める手続きを経た個人又は団体

[加 入]

第6条

- ①第5条1号及び2号により加入資格を持つ者は、本学理工学部航空宇宙工学科を卒業又は本学大学院理工学研究科航空宇宙工学専攻課程を修了したことをもって自動的に本会に入会する。
- ②第5条3号により本会への加入資格を持つ者の加入に際しては、理事会の推薦に基づき会員総会による承認を受けなければならない。
- ③第5条により本会への加入資格を持つ者の会員資格の取得は、入会日とする。
- ④加入時には所定の会費を払い込むことを必要とし、その額は第34条に定める。

[資格の喪失]

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は会員資格を喪失する。

- 1.会員から会長に対し書面による退会の意志表示がなされたとき
- 2.本会から除名処分を受けたとき

[組 織]

第8条

①本会は第5条に定める会員資格に基づき、正会員、特別会員及び名誉会員からなる会員区分を設ける。正会員は、第5条1、2号のい

ずれかに該当する会員であり、特別会員及び名誉会員は同3号に該当することをもって入会した会員である。

②各会員区分の重複はこれを妨げない。

第3章 会員の権利及び義務

[会員の権利]

第9条 正会員は、所定の手続きを経て次の1、2、3、4、5、6、7、8、□号の各権利を、特別会員は、3、4、5、6、7、8号の各権利を、また名誉会員は、4、5、8号の各権利を有する。

- 1.役員その他すべての本会の代表を審査、承認する権利
- 2.会長及び事務局長を含む役員その他すべての本会の代表に就任する権利
- 3.各機関において提案し発言する権利
- 4.会計、議事録その他本会の書類を閲覧する権利
- 5.処分に対する弁明ならびに弁護の権利
- 6.各機関の招集を要求する権利
- 7.各機関において議決する権利
- 8.各種事業の利益を受ける権利
- 9.その他、本会のすべての問題に参加し均等の取り扱いを受ける権利

[会員の義務]

第10条 正会員は次の義務を追う。特別会員は次の1、4号の各義務を負う。なお、名誉会員は本会に関わる一切の義務を負わない。

- 1.本会則ならびに各種機関の決定に基づく事項を誠意を持って履行する義務
- 2.所定の手続きを経て各機関に出席する義務
- 3.役員その他委員に就任する義務
- 4.会費を納入する義務

第4章 機 関

[機 関]

第11条 本会に次の機関をおく。

- 1.会員総会
- 2.理事会

第1節 会 員 総 会

[性格及び構成]

第12条 会員総会は本会の最高議決機関であってすべての正会員をもって構成する。

[招集開催]

第13条

- ①会員総会は年1回6月に会長が招集し、開催する。
- ②会長は必要と認めた時には理事会に諮って臨時総会を招集し、開催することができる。
- ③会長は次の場合には速やかに臨時総会を招集し、開催しなければならない。
 - 1.理事会が必要と認めたとき
 - 2.正会員総数の3分の1以上の要求があったとき
 - 3.その他前号に準ずるとき

[討議事項]

第14条 会員総会は次の事項について討議し議決する。

- 1.本会機関の経過報告
- 2.本会の活動方針及び事業内容
- 3.予算及び決算

- 4.規約の改正
- 5.役員を選出結果の確認
- 6.役員の罷免及び就任に関する事
- 7.正会員の賞罰
- 8.会費徴収に関する事
- 9.本会の分離及び解散
- 10.その他本会にとって重要なことから

[会員総会の通知]

第15条 会員総会の招集は開催日の30日前までにすべての会員に対し、会議の開催及びその目的とすることを通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

[成立条件]

- ①会員総会は正会員の中から選出された代議員総数の3分の2以上出席しなければ成立しない。ただし、代議員が出席できないときには議長に対し委任状を提出することにより出席に代えることができる。
- ②前項によって会員総会が成立しないときは、会長はその後4週間以内にさらにこれを招集し、開催しなければならない。

[議 決]

第17条

- ①会員総会の議決は議決権を有する出席者の2分の1以上の多数決による。
- ②第14条4号は第41条に従う。
- ③同第9号のうち解散は第39条による。
- ④可否同数の場合は議長がこれを決める。

[傍 聴]

第18条 会長は理事会の同意を得て会員及び事務局員以外の者を会員総会に傍聴させることができる。

[議 長]

第19条

- ①会員総会の議長は正会員中から理事会が推薦し、そのつど会員総会の承認を得て決める。
- ②議長は議場の秩序を保持し議事を整理し会議の運営を掌る。
- ③議長の任期はその会期中とする。

第2節 理 事 会

[性格、構成及び運営]

第20条

- ①理事会は本会の業務執行機関であって会員総会で議決された範囲内において業務を執行する。
- ②理事会は会計監査委員を除く役員で構成し、会長が随時招集し開催する。
- ③理事会は役員以外の者の出席を得て拡大理事会を開催することができる。
- ④理事会の議長は会長があたる。ただし、会長が欠席の場合は、そのつど理事の互選により議長を選出することができる。
- ⑤理事会は理事会を構成する役員数の5分の3以上出席しなければ成立しない。
- ⑥議決は出席役員数の2分の1以上とする。この場合議長は採決に加わるものとする。
- ⑦理事会は必要に応じて委員会を組織し、業務の執行を委員会に付託することができる。ただし、すべての委員は会員から選出するものとし、その活動の責任は理事会が負う。

第5章 役員

[役員]

第21条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 4～8名
4. 事務局長 1名
5. 会計監査委員 1名

[役員の仕事]

第22条 役員の仕事は次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表して会員総会で議決された方針に基づいて理事会を主宰し、事業運営及び財務の管理監督など一切の責任に任ずる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。
- ③ 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- ④ 事務局長は、事務局を統括し、本会の日常業務を処理し、また財産の管理、金銭出納の直接の責に任ずるほか、予算、決算、その他財産に関する業務を担当する。また事務局が執行した業務の内容は、適宜事務局長が理事会に報告しなければならない。
- ⑤ 会計監査委員は、本会の会計の厳正を期すために、会計上の帳票及び財産管理を監査するとともに、その結果を会員総会に報告しなければならない。

[役員の兼任禁止]

第23条 役員は第21条に定める役員を兼任することはできない。

[選出]

第24条

- ① 会長は正会員の互選により正会員中から候補者を決定し会員総会で承認を経て選出される。
- ② 副会長は、正会員から候補者を会長が提案し、会員総会で承認を経て選出される。
- ③ 理事は、会員総会で承認を経て選出される。
- ④ 事務局長は、理事会が協議の上決定する。
- ⑤ 会計監査委員は、会員の互選により会員総会で選出する。

[任期]

第25条

- ① 役員の仕事は会員総会より2年後の会員総会までとする。ただし、再選を妨げない。
- ② 臨時改選、または欠員補充により就任した役員の仕事は前任役員の仕事の残任期間とする。

[役員補充]

第26条 役員に欠員が生じたときは30日以内にこれを補充する。

第6章 賞罰

[賞罰]

第27条 会員の賞罰については、会員の権利と義務を明確にし、信賞必罰の基準を明らかにすることにより、細部は別に定める。

[表彰]

第28条 会員が各号のいずれかに該当すると理事会が判断したときは、これを表彰する。

1. 本会の目的達成に著しい貢献があったとき
2. 本会の名誉となる行為があったとき
3. その他必要があると認められたとき

[表彰の方法]

第29条 表彰の方法は、そのつど理事会で決定する。

[懲戒]

第30条 会員が各号のいずれかに該当すると理事会が判断したときは、これを懲戒する。

- 1.しばしば本会則に違反し、本会の運営に重大な支障を及ぼしたとき
- 2.正当な理由なくして正規の機関に出席しないとき
- 3.不正不義な行為により本会の対面を著しく汚したとき
- 4.故意に本会に重大な不利益をもたらしたとき
- 5.その他前各号に準ずる行為があったとき

[懲戒の方法]

第31条

①前条の懲戒は次の方法により行う。

- 1.譴責
- 2.解任
- 3.権利停止
- 4.除名

②譴責は理事会より文書もしくは口頭で注意を促し将来を戒める。

③解任は理事会の審議に基づき役員資格を喪失せしめる。

④権利停止は理事会の審議に基づき第□条に定めるものの一部、または全部を期間を定めて停止し、将来を戒める。

⑤除名は理事会の審議を経て会員総会の決議により一切の権利を停止する。

[異議の申立]

第32条 懲戒に関し、本会機関の決定に異議があるときは、その通知を受け取った日から1週間以内に会長に異議申立てをすること

ができる。

第7章 資金及び会計

[資金]

第33条

- ①本会の資金は、会員の会費及び提供資金その他を以ってこれに充てる。
- ②会費はいかなる事由があってもこれを返却しない。
- ③本会資金に関する費目、帳簿、現金の受入及び支出に関する事項、監査の要領については会計監査委員及び事務局長に一任する。

[会費の徴収及び減免]

第34条 会費は終身会費として1万円を入会時に一括して払い込むものとする。但し、理事会がその必要を認めた場合は、会費を減免することができる。

[臨時会費の徴収]

第35条 理事会が本会の業務運営上止むを得ないと判断した場合は、会員総会の同意を得て正会員から年間会費相当額を超えない範囲で臨時会費を徴収することができる。ただし、臨時会費は各年度毎に決算処理するものとし、次の会員総会で報告しなければならない。

[預金先]

第36条 本会の資金は金融機関に預ける。預け先については理事会において定める。

[決算期]

第37条 本会の決算期は毎年3月31日とし、会員総会に報告する。

[承認]

第38条 予算ならびに決算報告は、会員総会の承認を得なければならない。ただし、決算報告はあらかじめ会員の選出した会計監査委員により作成された、報告の正確であることを証明する文書を付さなければならない。

第8章 解 散

[解散]

第39条 本会の解散は会員総会の決議を経て、正会員総数の4分の3以上の同意があった場合、または法令により解散を命じられた場合とする。

[財産処分]

第40条 本会の解散による財産処分に関しては会員総会により決定する。

第9章 付 則

[会則の改訂]

第41条 この会則の改訂は理事会の審議を経て、会員総会で議決権を有する出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、改正議案が軽易でしかも緊急を要する場合はあらかじめこれを公告する方法により会員総会にかえることができる。

[疑義の解釈]

第42条 この会則の解釈に疑義を生じたときは理事会がこれを判断する。ただし、次の会員総会で報告し承認を受けなければならない。

[実施期日]

第43条 この会則は1983年5月7日制定実施する。
この会則は1990年9月8日改定実施する。
この会則は1992年6月6日改定実施する。
この会則は2000年6月3日改定実施する。
この会則は2008年10月4日改定実施する。
この会則は2014年7月5日改定実施する。
この会則は2017年7月1日改定実施する。